

会員規約

会員とは、株式会社一瀬コーポレーションが運営する、ペット総合施設「I・STYLE：アイスタイル」(以下、「甲」という)により提供される各種特典サービス(以下サービスと言います)を受けるために、本規約を承諾の上、会員番号・会員証の発行(以下、入会と言います)を申し込み、甲がこれを承諾し、入会した個人(以下、「乙」という)を言います。乙は本紙への署名により、本規約の全てに同意したものとします。

第1条(規約の範囲)

本規約は、本サービスの利用に関し、甲及び乙に適用されるものとします。

第2条(入会方法)

- 1.乙は、本サービスの入会時には甲店舗に来店し、カウンセリング・健康診断を受けるものとします。
- 2.入会可能日時は甲併設「I-pet clinic：一ノ瀬動物病院」の診療時間とします。
- 3.本サービスへの入会申し込みの際は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、甲の定める入会金及び年間費を添付し申し込むものとします。
- 4.会員登録の資格有効期間はご登録日から一年間となります
- 5.入会金及び年間費は、いかなる理由によっても返金はされないものとします。
- 6.入会時に測定した体重が基本となります。体重に変動があっても追加金の請求及び返金は致しません。
- 7.一人の会員が複数頭の犬を入会させたい場合、二頭目以降は入会金 1,000 円。年間費は規定通り支払うものとする。

第3条(会員)

本サービスを利用できるのは、甲店舗の会員である乙及び乙名義の犬(以下、「会員犬」といいます)です。会員犬でない犬、および犬以外の動物は本サービスをご利用頂けません。

- 1.甲は会員に対して「会員証」を一枚ずつ貸与します。
- 2.乙が退会した場合は、有効期間内の「会員証」は返却して頂きます。
- 3.«会員証»の提示により、本サービスの提供を受けることができます。
- 4.«会員証»は登録された本会員ご本人のみしか、ご利用になれません。
- 5.«会員証»は盗難にあった場合や破損・紛失した場合は、有料にて再発行いたします。

第4条(申告情報)

- 1.本サービス利用に当たって、乙は甲に対し、乙及び会員犬に関する正確な情報(ワクチン接種情報や年齢、健康状態を含むがこれらに限らない)を提供するものとし、乙が提供し

た情報が真実と異なっていた場合、乙は本規約に定める不利益を被ることにつき了承したものとします。

2.本サービス利用に当たって乙が提供した乙及び会員犬に関する情報が真実と異なって言える事が判明した場合、甲は、直ちに本サービスの提供を拒否する権利を有し、また、真実と異なる情報に起因して甲または第三者に損害が発生した場合（第三者会員犬への伝染性疾患の伝搬、甲ホテル施設、ドッグランまたは甲店舗の一時閉鎖を要する伝染性疾患の蔓延等を含むがこれらに限らない）、乙は甲及び損害を被った第三者に対し、その損害を全額賠償するものとします。

第5条（会員に提供される本サービス）

個体による体質的問題からワクチン接種の不可、抗アレルギー注射の投与もしくはワクチンの種類の変更した場合において、年間費の変動はありません。

フィラリア、ノミおよび腸内寄生虫駆除薬は甲の指定するものとします。それ以外を希望する場合は別途料金を頂きます。

以下、会員に提供される本サービスです。

- 1.ドッグラン利用無料
- 2.狂犬病ワクチン接種無料（年1回・済票別途）
- 3.九種混合ワクチン接種無料（年1回）
- 4.フィラリアおよびノミ予防駆除薬無料（通年）
- 5.腸内寄生虫駆除無料（年4回）
- 6.血液検査無料およびフィラリア検査（年1回）
- 7.訓練士によるしつけ相談無料・カウンセリング初回無料、その他20%OFF
- 8.トリミング料金10%OFF・会員犬の誕生月は20%OFF
- 9.ホテル利用料割引（VIPルーム：宿泊料金20%OFF /スイートルーム：スタンダード価格でご宿泊）
- 10.各種飼主様向けセミナー参加無料（一部除く）
- 11.トリミング・ホテル利用時送迎特典

第6条（本サービス利用資格）

甲は、次の各号に該当する犬に対しては、本サービスの提供を拒否する権利を有します。

- 1.会員犬ではない犬
- 2.ドッグランを含む甲施設内にて会員犬同士もしくは第三者に対しトラブルが発生した時に誠意をもって協議解決できない場合
- 3.スタッフの指示に従えない場合
- 4.過去に咬傷事故を起こしたことがある犬
- 5.現在、動物病院等で治療中、または動物病院等に通院中の犬

- 6.高齡その他体質的問題により不可と甲が判断した場合
- 7.その他、噛み癖のある、著しく不潔、粗暴、体調不良等で本サービス提供に適さないと甲が判断する犬
- 8.甲店舗での運営に支障をきたすと甲が判断した場合

第7条（本サービスの変更及び中断など）

- 1.甲は乙の承諾を得ることなく、運用規約ならびに提供する本サービスの変更をすることがあります。
- 2.以下の場合、全てもしくは一部の甲施設や設備、またはサービスを中断することがあります。
 - a.甲施設や設備の安全維持のための点検や保守または工事などの実施をする時
 - b.天変地異、戦争、暴動、狂乱、労働争議、停電、火災など、非常事態が発生した時
 - c.その他、甲が甲施設や設備または本サービスの中断を必要と判断した時
- 3.全てもしくは一部の甲施設や設備または本サービスの中断により、乙が被った損害に対し、いかなる理由によっても、甲は一切責任を負わないものとします。

第8条（緊急時の対応）

- 1.本サービス提供中（送迎中、宿泊中を含む）に会員犬が負傷した場合または体調不良となった場合、甲は速やかに本書記載の乙緊急連絡先に連絡すると共に、必要な措置をとるものとします。但し、緊急を要する場合、または本記載の緊急連絡先にご連絡がとれない場合（以下、「緊急時」といいます）は、甲の判断で必要な対応を行うものとし、かかる緊急時の対応に関して甲は一切の責任から免責されるものとします。
- 2.前号に定める緊急時の獣医師診療費および医薬品等の費用は乙の負担となります。

第9条（乙の責任）

本サービス提供中（送迎中、宿泊中を含む）、会員犬がその直後の行為により甲または第三者の資産（キャリアバッグ、バリケネル、犬舎、送迎車両を含むがこれらに限らない）を破損または著しく汚損した場合、乙は甲または第三者の損害を全額賠償するものとします。

第10条（甲の責任）

- 1.本サービス提供後、48時間以内に会員犬の健康状態、皮膚、被毛、肉球、爪等に異変が認められた場合であって、かかる異変の発覚後24時間以内に会員犬が獣医師の診察を受け、且つその異変の原因について当該獣医師が本サービスに起因するものであると認定した場合、甲は、当該獣医師による会員犬の異変が本サービスに起因するものである旨記載された診断書に基づき、a.本サービスご利用代金、b.当該診察代金、c.その他治療に要した合理

的な費用を乙に返金いたします。

2.本サービス提供終了時より 48 時間以内に会員犬が死亡した場合であって、死亡後 24 時間以内に会員犬の遺体が獣医師に持ち込まれ、かつその死亡原因について当該獣医師が本サービスに起因するものであると認定した場合、甲は当該獣医師による会員犬の死亡原因が本サービスに起因するものである旨記載された死亡診断書に基づき、a.本サービスご利用代金及び、b.会員犬の販売代金または甲の算定する販売代金相当額を乙に全額返金いたします。

3.お預かり中に生じた事故で、甲の過失による死亡、逃亡については、a.本サービスご利用代金の返還及び、b.会員犬の販売代金または甲の算定する販売代金相当額を限度に保証させて頂きます。但し、持病、特異体質による不慮の事故、天災等による不可抗力の怪我、逃亡、死亡などについて甲が責任を負わないことにつき、乙はあらかじめ了承するものとします。

第 11 条（免責）

1.前条に定める場合を除き、甲は、乙または会員犬に対して発生した一切の損害につき、責任を負わないものとします。

2.甲は、本サービス提供に際し、乙の会員犬が第三者に与えた損害につき、一切の責任を負わないものとし、乙は、乙の会員犬が第三者に与えた損害（甲店舗内における咬傷事故を含むが、これに限らない）を乙の責任と費用にて解決し、甲に損害を一切与えないものとします。

第 12 条（会員の変更会員犬の譲渡）

会員期間中に会員犬を譲渡した場合、第二条に沿って入会および甲が承認すれば新たに入会金及び年間費は請求しないものとする。

第 13 条（会員の退会）

1.乙が会員を退会する場合は、甲指定の退会申請書をもって届け出るものとし、その受領をもって退会するものとします。

2.会員退会に伴い、受領された入会金・年会費は返金されません。

第 14 条（会員資格の取消）

乙が以下に該当する場合は、事前に通知することなく、甲は直ちに当該会員の資格を取り消すことができるものとします。

- 1.当該会員の行為が、甲施設の運営管理に多大な支障をきたすと判断された場合
- 2.本規約に違反した行為が認められた場合
- 3.その他、会員として不適切と甲が判断した場合

4.会員犬が死亡した場合

5.甲に連絡すること無しに会員犬を第三者に譲渡した場合

第 15 条（会員の個人情報について）

1.甲は、乙が入会時に登録した個人データの公開・提供を行いません。

2.甲は本サービスの円滑な運営および提供のために、必要と認められる範囲で会員の情報を使用および保存します。

3.甲は乙の個人データを、責任をもって管理・保護するものとします。

第 16 条（免責事項）

会員同士、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合、乙は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、甲は何らの責任を負わず、また会員は甲に損害を与えないものとします。

第 17 条（管轄裁判所）

本規約に関する訴訟は、静岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 18 条（誠実協議）

本規約に定めない事項または本規約の解釈についての疑義を生じた時は、甲乙誠意を持って協議解決します。

制定：平成 21 年 5 月 1 日

株式会社一瀬コーポレーション

ペット総合施設「I・STYLE：アイスタイル」

〒425-0035 静岡県焼津市東小川 1-3-17

TEL：054-620-7115 FAX：054-620-7116

E-mail：info@i-style.co.jp